

基準6 収容人員の取扱いに関する基準

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、共通的な取扱いは次によること。

- 1 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である（政令第2条が適用される場合を除く。）が、政令第24条の適用については棟単位または階単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- 2 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（政令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- 3 防火対象物の部分で、機能的従属部分またはみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- 4 防火対象物またはその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、規則第1条の3の規定を適用すること。
- 5 従業員の取扱いは次によること。
 - (1) 従業者の数は、正社員または臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期的かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮シーズンのアルバイト等）は、従業者として取り扱わないこと。
 - (2) 交代制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交代時のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - (3) 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- 6 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いには、次によること。
 - (1) 廊下、階段および便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
 - (2) 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
 - (3) 次に掲げるものは、固定式のいす席として取り扱うこと。
 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 掘りごたつ
 - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
 （「容易に移動することができないもの」とは、重さまたは大きさから、1人では移動困難なものとする。）
 - (4) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。
- 7 政令別表第1の各項ごとの取扱い
 - (1) 1項（劇場、映画館、公会堂等）
 - ア 客席の部分
 - ⑦ 劇場、映画館
 演劇、音楽、映画等を観賞するためにいす席等が設置されている部分

- (4) 演芸場
 - 落語、漫才等の演芸を観賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
- (7) 観覧場
 - スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
- (2) 公会堂、集会場
 - 集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
- イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいい、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まない。
- ウ 「その他の部分」とは、固定式いすまたは立見席を設ける部分以外の客席の部分で、移動式のいす席を設ける部分などをいう。
- (2) 2項および3項（キャバレー、遊技場、カラオケボックス、料理店、飲食店等）
 - ア キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。
 - イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取扱わないこと。
 - ウ 「遊技場」とは、囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、チェス、ボーリングその他の遊戯または競技を行わせる施設をいう。
 - エ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。
 - (7) ボーリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。
 - (4) ビリヤードは、1台につき2人とする。
 - (7) 麻雀は、1台につき4人とする。
 - (2) パチンコ等は、1台につき1人とする。
 - (7) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、固定式いす席等により遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。
 - オ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。
 - カ 「その他の部分」とは、キャバレーおよびライブハウスのステージ、ディスコおよびダンスホールの踊りに供する部分、料理店、料亭の和室等をいう。
- (3) 4項（百貨店、物品販売店舗等）
 - ア 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分または客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、事務室、従業員のロッカー室、電気室および商品置場等は含まない。
 - イ 「飲食または休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。
 - (7) レストラン、喫茶、その他の飲食店
 - (4) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
 - (7) その他の飲食および休憩の用に供する部分
 - ウ 「その他の部分」とは、売り場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。
- (4) 5項イ（旅館、宿泊所）
 - ア 和室の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者一人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱う。
 - イ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋または簡易宿泊所の類をいうものであること。
 - ウ シングルベッドおよびセミダブルベッドは1人、ダブルベッドおよび2段ベッドは2人として算定する。
 - (7) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

- (4) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。
 - (5) 和室の宿泊室の床面積には、押し入れ、床の間、便所等は含めない。
- エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算する。

ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- オ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3 m²未満である場合には各室1名として算定する。
- (5) 5項ロ（寄宿舍、共同住宅）
 - ア 「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住しているものをいう。
 - イ 竣工前で居住者の状況が未定のもの収容人員の算定にあたっては、1住戸につき、ワンルームタイプにあつては2人、ファミリータイプにあつては3.5人とし、合計時の端数は切り上げるものとして取り扱う。

竣工後は、実態に即して見直すこと。
- (6) 6項イ（病院、診療所等）
 - ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室および手術室は含まれないものであること。
 - イ 「病床」とは、入所患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和室の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。
 - ウ 患者または見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室として算定すること。
 - エ 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積も待合室として算定すること。
 - オ 婦人科病院の場合にあつては、保育器を除いた乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。
 - カ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。
- (7) 6項ロ、ハ、ニ（老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等）

「老人、乳児、幼児、身体障がい者、知的障がい者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

 - ア 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数
 - イ 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数。

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じた得た人数とすることができる。
 - ウ 「幼児、児童または生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。
- (8) 7項（小学校、中学校、高等学校、大学等）

「児童、生徒または学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。
- (9) 8項（図書館、美術館等）
 - ア 「閲覧室」の取扱いは次によること。
 - (7) 開架（自由に入れる書棚部分）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架を除いた面積を閲覧室の床面積として取り扱うこと。
 - (4) CD等の視聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱うこと。
 - イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、閲覧室」の床面積に算入すること。
 - ウ 従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。
 - エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

(10) 9項（公衆浴場、熱気浴場等）

ア 「浴場」とは、浴槽および洗い場の部分をいい、火焚場およびボイラーマンの居室は含まれない。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。

(11) 11項（神社、教会等）

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会または休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(12) 10項、12項～14項（停車場、工場、駐車場、車庫、倉庫等）

「従業者」には、勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

(13) 15項（事務所等）

ア 「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

(7) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。

(4) 屋内プール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

(9) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

(5) 駐輪場で、利用者の駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

(7) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

8 階単位の収容人員の取扱い

(1) 2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

(2) 階単位の収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

(3) 教職員、幼児、児童、生徒および学生の取扱いは次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。